平成２２年（フ）第９７号
奈良県橿原市曲川町５―10―５　伊計成治方、住民票上の住所奈良県大和郡山市白土町520番地　県住12―３
債務者　半田　貴子
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
奈良県橿原市中曽司町194番地　若草住宅202号
債務者　首藤　秀美
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
奈良県橿原市中曽司町172番地の30　コーポ真菅303号室、前住所奈良県橿原市新口町180番地の７
債務者　川原　　勤
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
奈良県橿原市中曽司町444番地の23、前住所奈良県大和郡山市矢田山町69番地14
債務者　今村　佑香（旧姓新宅・山下）
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
奈良県大和高田市大字池田247番地の11、前住所奈良県大和高田市大字築山170番地の１
債務者　近藤　真紀（旧姓脇本）
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
奈良県宇陀市榛原区天満台西３丁目１番の８
債務者　山田富貴枝
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
奈良県香芝市別所355番地の14、前住所奈良県北葛城郡広陵町大字百済1893番地
債務者　岩佐　浩二
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
奈良県北葛城郡河合町星和台１丁目１番地３10―102
債務者　木村　義男
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
奈良県北葛城郡河合町星和台１丁目１番地３10―102
債務者　木村　博子
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
奈良県北葛城郡王寺町王寺１丁目５番12号
債務者　木村　清孝
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
奈良県香芝市真美ケ丘３丁目23番35号
債務者　滝川　　等
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第１５３号
長崎県西海市西海町太田和郷1350番地
破産者　植岡建設株式会社
１　決定年月日　平成22年５月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第４４７号
奈良県磯城郡三宅町大字伴堂527番地の１
破産者　大倫企業株式会社
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
広島市安佐南区相田２丁目15番44号
破産者　日本緑地開発株式会社
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８９号
福岡県八女市山内838番地
破産者　ヒロケン工業株式会社
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６９号
広島市中区東白島町15番１号
破産者　アイ・エイチコーポレーション有限会社
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第９６５号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字湯舟沢195番地１
破産者　有限会社空調システムサービス
１　決定年月日　平成22年５月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部